

**令和元年度大阪府国民健康保険保険給付費等交付金条例第三条第二号に基づく
保険給付費等交付金特別交付金交付基準**

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という）に基づく大阪府国民健康保険保険給付費等交付金条例（平成 29 年大阪府条例第 99 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 号及び大阪府国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱第 5 条第 2 号ニに定める特別交付金（以下「特別交付金（府繰入分）」という。）の交付基準については、次のとおりとする。

（交付区分）

第 1 特別交付金（府繰入分）は、条例第 3 条第 2 号に規定する額を、次の(1)から(3)までに掲げる区分（以下「交付区分」という。）に応じ、それぞれ定める割合により交付する。

- (1) 財政の健全性の確保・向上 10 分の 3
- (2) 広域化の推進 10 分の 3
- (3) 健康づくり・医療費適正化の促進 10 分の 4

（各市町村への交付額）

第 2 各市町村に交付する特別交付金（府繰入分）の交付額は、当該市町村について、この基準の定めるところにより交付区分ごとに算定された額の合計額とする。この場合において、交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

（財政の健全性の確保・向上、広域化の推進及び健康づくり・医療費適正化の促進に係る交付額の算定）

第 3 交付区分のうち「財政の健全性の確保・向上」、「広域化の推進」及び「健康づくり・医療費適正化の促進」における特別交付金（府繰入分）の算定は、この基準に定める算定方法及び評価基準に従い行うものとする。

（評価点数による交付額の算定）

第 4 交付区分のうち、「財政の健全性の確保・向上」、「広域化の推進（先駆的・広域化の推進に向けたシステム改修推進事業を除く）」及び「健康づくり・医療費適正化の促進（非肥満・高血圧・高血糖者への受診勧奨推進事業を除く）」に係る交付額は、それぞれ第 5、第 7 及び第 10 に定めるところによる評価点数に応じて、次のとおり算定する。

〔(体制構築点+評価指標毎の加点) × 被保険者数 (退職被保険者を含む)] により算出した点数を基準として、全保険者の算出点数の合計に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付する。

なお、体制構築点は 30 点とし、被保険者数は平成 30 年 6 月 1 日現在の数値を用いることとする。

（財政の健全性の確保・向上に係る取組状況の評価基準）

第 5 交付区分のうち「財政の健全性の確保・向上」については、次に定めるところにより取組状況の評価する。

1 法定外繰入の削減状況

平成 30 年度の実績を評価する。

達成基準	加点
① 平成 30 年度決算において、府が解消すべきものとして整理した決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていないか。	25 点
② ①の基準は達成していないが、国保運営方針に基づき、決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減の目標年次を定めた個別の計画以上に削減しているか。	15 点
③ ①と②の基準は達成していないが、平成 29 年度と比べて削減しているか。	10 点

2 既存の累積赤字解消の取組状況

達成基準	加点
① 前年度決算において累積赤字額がないか。	25 点
② ①の基準は達成していないが、府基準により対象市町村が策定した赤字解消計画について、達成しているか。	5 点

3 収納率向上のための取組状況

(1) 目標収納率(現年度分)

平成 29 年度の実績を評価する。

達成基準	加点
① 平成 31 年度保険者努力支援制度の評価指標（第 4-1(1)①）で示された全被保険者数による規模区分の収納率（上位 3 割）を達成しているか。	25 点
② ①の基準は達成していないが、平成 31 年度保険者努力支援制度の評価指標（第 4-1(1)①）で示された全被保険者数による規模区分の収納率（上位 5 割）を達成しているか。	15 点
③ 別に定める規模別収納率上昇目標値を達成しているか。	10 点

(2) 目標収納率(滞納繰越分)

平成 29 年度の実績を評価する。

達成基準	加点	
① 現年度分及び滞納繰越分の合計の収納率が国民健康保険事業年報に基づき国が公表する平成 29 年度の全国平均値を達成しているか。	15 点	
② 滞納繰越分の収納率が平成 28 年度と比較し、1 ポイント以上向上しているか。	5 ポイント以上	10 点
	3 ポイント以上 5 ポイント未満	5 点
	1 ポイント以上 3 ポイント未満	3 点

(3) 滞納整理等の実施

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
① 短期証を交付する際に、納付相談等の機会を設ける方針を定めているか。	1 点
② 資格証明書については、保険料を納付できない特別な事情の有無を十分に確認したうえで交付するよう方針を定めているか。	1 点
③ 1年以上の長期滞納者については、必ず財産調査を行う方針を定めているか。	1 点
④ ③の基準を満たした上で、財産調査を行った結果、財産がないと判断した場合は、滞納保険料の執行停止を行っているか。	1 点
⑤ 滞納者が再三の督促、催促にもかかわらず納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で差押え等の滞納処分を行う方針を定めているか。	2 点
⑥ インターネット公売を実施した実績があるか。	2 点

(4) 納付環境の整備

平成 30 年度中の実施状況を評価する（ただし、②については、平成 29 年度の実績を評価する）。

達成基準	加点
① マルチペイメントネットワーク等を活用した収納対策（口座振替、ペイジー等）に取り組んでいるか。	2 点
② 平成 29 年度の普通徴収に係る口座振替世帯数の割合が、前年度より向上しているか。	3 点
③ 口座振替を原則化しているか。	3 点
④ コンビニ収納を実施しているか。	2 点

(5) 収納対策の強化

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
① 収納コールセンターを設置または活用しているか。	2 点
② 滞納処分の専門部署を設置または活用しているか。	3 点
③ 休日・夜間の相談を実施しているか。	2 点

(6) 適用の適正化

平成 30 年度中の実施状況を評価する（ただし、②・③については、平成 29 年度の実績を評価する）。

達成基準	加点
① 居所不明被保険者の調査について、「取扱要領」を策定しているか。	1 点
② 居所不明被保険者の調査を行い、職権による住基抹消を担当課へ依頼するなど、その解消に努めているか。	1 点
③ 全世帯に占める推計賦課世帯及び未申告世帯の割合が、前年度と比較して減少しているか。	1 点
④ 日本年金機構と覚書を締結して、国民年金被保険者情報を適用の適正化に活用しているか。	1 点
⑤ 未適用者の実態について把握し、その実態に合わせた適用推進を行っているか。	2 点
⑥ 退職被保険者本人に係る適用（届出勧奨及び職権適用を含む）を、適正にかつ速やかに行っているか。	2 点
⑦ 適正に退職被保険者等の振替処理を行っているか。	2 点
⑧ 退職被保険者の被扶養者に係る税情報との突合調査、職権適用や勧奨業務を行っているか。	2 点

(7) 職員の能力向上

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
年度当初に研修計画等を策定し、都道府県、連合会または関係団体等が主催する研修会、事務説明会に職員が計画的に参加しているか。	1 点

(8) その他

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
収納対策緊急プランまたはこれと同等の計画を策定しているか。	2 点

(広域化の推進)

第 6 交付区分のうち「広域化の推進」については、次の区分により算定した額の合計額を交付する。

- (1) 広域化の推進に係る取組状況
- (2) 広域化の推進に向けたシステム改修推進事業
- (3) 先駆的・効果的な取組促進事業

(広域化の推進に係る取組状況の評価基準)

第7 広域化の推進に係る取組状況については、次に定めるところにより評価する。

1 大阪府国民健康保険運営方針(以下「府運営方針」という。)に基づく事務の実施状況

令和元年度中の実施状況の評価する。

達成基準		加点
①	府運営方針を踏まえた国民健康保険の事務を実施しているか。	135点
① 内 訳	i 市町村で設定する保険料率を市町村標準保険料率と同率で設定しているか。	55点
	ii iには該当しないが、市町村で統一に向けた具体的な保険料率等を定めた激変緩和計画を策定しているか。	10点
	iii 保険料賦課限度額を府運営方針に統一しているか。	10点
	iv 保険料算定期を府運営方針の算定期及び期数に統一しているか。	10点
	v 保険料減免の基準を府運営方針の別に定める基準に統一しているか。	35点
	vi 一部負担金減免の基準を府運営方針の別に定める基準に統一しているか。	20点
	vii 被保険者証年次更新業務の共同処理に参加しているか。	5点
②	直近の指導監督及び事務打合せで指摘した事項に対して、適切に対応しているか。	5点

2 処理システムに係る達成状況

平成30年度中の実施状況の評価する。

達成基準		加点
①	事務の標準化を図り、制度改正の度に生じるコストの発生を抑えるために、市町村事務処理標準システムを導入しているか。	5点
②	事務の共同化、効率化・コスト削減、広域化、セキュリティ強化等を図るために、都道府県内の複数市町村によるシステムの共同利用(クラウド等)を導入しているか。	5点

(広域化の推進に向けたシステム改修推進事業)

第8 広域化の推進に向けたシステム改修推進事業については、次に定めるところにより交付する。

1 交付方針

府運営方針、府運営方針に基づく別に掲げる基準及び事務運用(平成30年4月20日付け国健第1212号大阪府福祉部国民健康保険課長通知。)に定める事務の実施準備のために令和元年度中にシステムを改修した費用について、次の算定方法により交付する。

2 交付額の算定

交付額 = システム改修費（他の交付金等の対象となっている額を除く） × 交付対象割合
（府内合計交付額の上限を10億円とし、別途定める。）

（先駆的・効果的な取組促進事業）

第9 先駆的・効果的な取組促進事業については、次に定めるところにより交付する。

1 交付方針

府内他市町村が実施していない取組みであり、かつ、他市町村でも実施効果が期待される取組み（以下「先駆的な取組み」という。）を実施する市町村及び各市町村が分析した課題に対する解決策となる取組み（以下「効果的な取組み」という。）を実施する市町村に対して、次の算定方法により交付する。

2 交付額の算定

交付額＝所要額（先駆的な取組み及び効果的な取組みの1市町村あたりの上限額を800万円、400万円とする。ただし、府内合計所要額が8,000万円未満となる場合は、予算の範囲内で別途定める。また、先駆的な取組み及び効果的な取組みの交付市町村数について、それぞれ5市町村、10市町村までとする。）

（健康づくり・医療費適正化の促進）

第10 交付区分のうち「健康づくり・医療費適正化の促進」については、次の区分により算定した額の合計額を交付する。

- (1) 健康づくり・医療費適正化の促進に係る取組状況
- (2) 非肥満血圧高値者・血糖値高値者への受診勧奨推進事業

(健康づくり・医療費適正化の促進に係る取組状況の評価基準)

第11 健康づくり・医療費適正化の促進に係る取組状況については、次に定めるところにより評価する。

1 医療費水準(被保険者に係る年齢調整後一人当たり医療費の数値)

平成28年度の実績を評価する。

達成基準		加点
① 大阪府平均よりも低い水準である場合 厚生労働省が公表する「医療費の地域差分析」における地域差指数が大阪府の地域差指数未満となっているか。	上位5位以内	25点
	上位6～10位	20点
	上位11位～	15点
② 前年度より改善した場合 厚生労働省が公表する「医療費の地域差分析」における地域差指数が前年度未満となっているか。	改善率 上位5位以内	20点
	改善率 上位6～10位	15点
	改善率 上位11位～	10点

2 後発医薬品

平成30年度中の実施状況を評価する(ただし、②・③については、平成29年度の実績を評価する)。

達成基準		加点
① 後発医薬品の差額通知の事業を実施し、通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているか確認をしているか。		3点
② 後発医薬品の使用割合が一定水準を上回っているか。	i 80%以上	10点
	ii iは達成していないが、全国自治体上位3割以上 (H29:75.38%以上)	7点
	iii i及びiiは達成していないが、全国自治体上位6割以上 (H29:71.32%以上)	5点
	iv i～iiiは達成していないが、府内自治体平均以上 (H29:66.92%以上)	3点
③ 後発医薬品の使用割合が前年度と比較し、上昇しているか。	i 5ポイント以上上昇している	5点
	ii iは達成していないが、3ポイント以上上昇している	3点

3 重複・多剤投与者に対する取組

平成 30 年度中の実施状況进行评估する。

達成基準	加点
重複・多剤投薬者の抽出基準を設定し、対象者を抽出した上で、その者に対して服薬情報の通知や個別に訪問・指導するなどの取組を実施しているか。	2 点

4 給付の適正化に係る取組状況

(1) レセプト点検の充実・強化

平成 30 年度中の実施状況进行评估する（ただし、②・③については、平成 29 年度の実績进行评估する）。

達成基準	加点	
① 複数の医療機関で受診した同一患者に係る点検を実施しているか。	1 点	
② 平成 29 年度（4～3 月）の 1 人当たりの財政効果額が前年度（4～3 月）と比較して、向上しているか。	1 点	
③ 平成 29 年度の 1 人当たりの財政効果額が全国平均を上回っているか。	1 点	
④ 介護保険との給付調整を行うため、介護保険関係課からの情報提供（国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムから提供される突合情報）を受け適切にレセプト点検を行っているか。	1 点	
⑤ 柔道整復療養費の適正化に係る取組を実施しているか	i 柔道整復療養費支給申請書について、資格点検・内容点検ともに実施率が 100%となっている	2 点
	ii 多部位、長期又は頻度が高い施術患者に対する負傷部位や受診原因の調査等及び指導のいずれも実施している	2 点

(2) 一部負担金の適切な運営

平成 30 年度中の実施状況进行评估する。

達成基準	加点
医療機関からの申請がある場合、一部負担金の保険者徴収制度を適切に運営しているか。	1 点

5 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

(1) 特定健康診査の実施

平成 28 年度の実績を評価する。

達成基準		加点
① 特定健康診査の受診率が一定水準を上回っているか。	i 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値(60%)を達成している	10 点
	ii i は達成していないが、全国自治体の上位 3 割(46.52%)以上	7 点
	iii i 及び ii は達成していないが、全国自治体上位 5 割(40.98%)以上	5 点
	iv i ~ iii は達成していないが、府内自治体上位 5 割(34.47%)以上	3 点
② 特定健康診査の受診率が 3 ポイント以上向上しているか。		5 点
③ 特定健診未受診者がかかりつけ医等の医療機関で生活習慣病等の治療を受けられている場合、その医療データを医療機関から情報提供を受ける等の事業を実施しているか。		3 点

(2) 特定保健指導の実施

平成 28 年度の実績を評価する。

達成基準		加点
① 特定保健指導の実施率が一定水準を上回っているか。	i 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値(60%)を達成している	10 点
	ii i は達成していないが、全国自治体の上位 3 割(50.00%)以上	7 点
	iii i 及び ii は達成していないが、全国自治体上位 5 割(33.75%)以上	5 点
	iv i ~ iii は達成していないが、府内自治体上位 5 割(17.62%)以上	3 点
② 特定保健指導の実施率が 5 ポイント以上向上しているか。		5 点

(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備群の状況

平成 28 年度の実績を評価する。

達成基準		加点
① メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率。	i 第二期特定健康診査等実施計画期間における目標値(25%)を達成している	7 点
	ii i は達成していないが、減少率が全国自治体の上位 3 割(7.20%)以上	5 点
	iii i 及び ii は達成していないが、減少率が全国自治体上位 5 割(2.01%)以上	3 点
② メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率が前年度と比較し、3 ポイント以上向上しているか。		3 点

6 がん検診・歯科健診の実施状況

平成 28 年度中の実績を評価する(ただし、③及び④については、平成 30 年度の実績を評価する)。

達成基準		加点
① 胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの 5 つのがん検診の平均受診率が全自治体の上位 5 割(15.03%)を達成しているか。		1 点
② ①に掲げる 5 つのがん検診の平均受診率が 1 ポイント以上向上しているか。		1 点
③ 特定健診受診者のうち、特定健診とがん検診を同日・同場所で開催しているものの割合が一定水準を上回っているか(ただし、同日・同場所によらずとも、被保険者の利便性が確保され、特定健康診査の受診率向上の促進につながると認められる場合には、セット検診とみなす)。	i 80%以上	5 点
	ii i は達成していないが、60%以上	4 点
	iii i 及び ii は達成していないが、40%以上	3 点
	iv i ~ iii は達成していないが、20%以上	2 点
	v i ~ iv は達成していないが、0%超	1 点
④ 歯科健診を実施しているか。		1 点

7 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

(1) 個人へのインセンティブの提供

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
① 一般住民の予防・健康づくりの取組や成果に対しポイント等を付与し、ポイント数に応じて報奨を設けるなど、一般住民による取組を推進する事業を実施しているか。	3 点
② ①の事業実施にあたり、PDCA サイクル等で見直しを行うことができるよう、インセンティブが一般住民の行動変容につながったかどうか、効果検証を実施しているか。	3 点
③ 商工部局との連携、地域の商店街との連携等の「健康なまちづくり」の視点を含めた事業を実施しているか。	3 点
④ 大阪府において実施する「健康づくり支援プラットフォーム整備等事業」に参加、あるいは同水準の事業を独自に実施しているか。	7 点

(2) 分かりやすい情報提供

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
次に掲げる①～④のすべての条件を満たした取組を実施しているか。	2 点
① 特定健診等の受診者に、ICT 等を活用して健診結果を提供しているか。	
② 疾病リスクとの関係で検査の数値の持つ意味について分かりやすく説明しているか。	
③ 疾病リスクにより医療機関を受診することが必要な場合には、確実に受診勧奨を実施しているか。	
④ 検査値を改善するための個人の状態に応じた生活習慣についてのアドバイスも提供しているか。	

8 汎用性の高い行動変容プログラムの取組状況

平成 30 年度における「汎用性の高い行動変容プログラム」（平成 26 年 6 月 4 日及び平成 27 年 6 月 1 日開催の「行動変容推進事業説明会」において大阪がん循環器病予防センターが提示した「汎用性の高い行動変容プログラム」（高血圧対策、禁煙支援、特定健診受診率向上、特定保健指導実施率向上及び高血糖対策）をいう。）の取組状況を評価する

なお、特定健診受診率向上及び特定保健指導実施率向上に関する「汎用性の高い行動変容プログラム」に沿った取り組みを実施していない場合であっても、前年度の特定健康診査受診率又は特定保健指導実施率が、それぞれ前々年度の特定健康診査の全国平均受診率又は特定保健指導の全国平均実施率に達している場合は、それぞれ次号に定める「標準」区分として取り組んでいるものとみなす。

達成基準		加点
「高血圧対策」、「禁煙支援」、「特定健診受診率向上（※）」、「特定保健指導実施率向上（※）」及び「高血糖対策」の各プログラムの取組状況	充実レベル	各3点 (※については、各5点)
	標準レベル	各2点 (※については、各3点)
	最低限レベル	各1点

9 糖尿病等の重症化予防に係る取組等の実施状況

平成30年度中の実施状況を評価する。

達成基準		加点
① 次の i ~ iv のすべてを満たす取組を実施しているか。		3点
条件	i 対象者の抽出基準が明確であること。	
	ii かかりつけ医と連携した取組であること。	
	iii 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること。	
	iv 事業の評価を実施すること。	
② ①を達成した上で、受診勧奨を、全ての対象者に対して、文書の送付等により実施しているか。また、実施後、対象者の受診の有無を確認し、受診が無い者には更に面談等を実施しているか。		2点
③ ①を達成した上で、保健指導を受け入れることを同意した全ての対象者に対して、面談、電話又は個別通知を含む方法で実施しているか。また、実施後、対象者の HbA1c、eGFR、尿蛋白等の検査結果を確認し、実施前後で評価しているか。		2点
④ 大阪府非肥満血圧高値者・高血糖値者受診勧奨推進事業において、非肥満者のうち、血圧高値・血糖高値者への受診勧奨対象者で受診完了あるいは再勧奨を実施した人数が50%以上であるか。		2点

10 データヘルス計画の策定状況

平成 30 年度中の実施状況进行评估する。

達成基準	加点
① データヘルス計画を策定し、これに基づき保健事業を実施しているか。	2 点
② データヘルス計画に係る平成 30 年度の個別の保健事業について、データヘルス計画の目標等を踏まえた評価指標が設定されているか。	2 点
③ データヘルス計画に係る平成 29 年度の個別の保健事業について、定量的な評価指標に基づき評価を行っているか。	2 点
④ データヘルス計画に係る平成 30 年度の保健事業の実施・評価について、国保部局・高齢者医療部局・保健関係部局・介護部局等の関係部局による連携体制が構築されているか。	2 点
⑤ データヘルス計画に係る平成 30 年度の保健事業の実施・評価について、府（保健所を含む。）との連携体制が構築されているか。	2 点
⑥ データヘルス計画に係る平成 30 年度の保健事業の実施・評価について、学識経験者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係者などとの連携体制が構築されているか。	2 点
⑦ KDB 等各種データベースを活用し、データヘルス計画に係る保健事業の実施・評価に必要なデータ分析（医療費分析を含む。）を行っているか。	2 点

11 地域包括ケアに係る取組状況

平成 30 年度中の実施状況进行评估する。

達成基準	加点
① 地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まい・生活支援など部局横断的な議論の場への国保部局の参画（庁内での連携や地域ケア会議での連携）	1 点
② KDB 等を活用してハイリスク群・予備軍等のターゲット層を抽出し、医療・介護・福祉関係者等と共有	1 点
③ ②により抽出されたターゲット層に対するお知らせ・保健師の訪問活動、介護予防を目的とした運動予防の実施、健康教室等の開催、自主組織の育成等について、国保部局としての支援の実施	1 点
④ 国保直診施設を拠点とした地域包括ケアの推進に向けた取組の実施	1 点
⑤ 後期高齢者医療制度又は介護保険制度と連携した保健事業を実施	1 点

12 第三者求償に係る取組状況

平成 30 年度中の実施状況を評価する。

達成基準	加点
① 第三者行為によって生じた保険給付の疑いのあるレセプトを抽出し、被保険者に確認作業を行っているか。	2 点
② 第三者求償の適正な事務を行うために、一般社団法人日本損害保険協会等と締結した第三者行為による傷病届の提出に関する覚書に基づく様式に統一して、代行されているか。	2 点
③ 第三者求償事務に係る評価指標（2 必須指標）について、数値目標を達成しているか。（平成 28 年 4 月 4 日国民健康保険課長通知）。	2 点
④ 消防や地域包括支援センター、警察、病院、保健所、消費生活センター等の関係機関から救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制を構築しているか。	2 点
⑤ 各市町村のホームページにおける第三者求償のページを設け、傷病届の提出義務について周知し、傷病届の様式（覚書様式）と、第三者行為の有無の記載欄を設けた高額療養費等の各種申請書をダウンロードできるようにしているか。	2 点

（非肥満高血圧高値者・血糖高値者への受診勧奨推進事業）

第 12 非肥満高血圧高値者・血糖高値者への受診勧奨推進事業については、次に定めるところにより交付する。

1 交付方針

「大阪府国民健康保険非肥満高血圧高値者・血糖高値者受診勧奨推進事業実施要領」（平成 27 年 5 月 15 日付け国健第 1228 号・健第 1435 号 大阪府福祉部国民健康保険課長及び大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課長通知。以下「要領」という。）に定める受診勧奨又は受診状況の確認（以下「受診勧奨等」という。）の実施完了の実績に対して交付する。

2 交付額の算定

交付額 = 5,000 円 × 受診勧奨等完了人数（平成 31 年 4 月から令和元年 11 月までの間に特定健康診査を受診し、かつ令和 2 年 2 月までの間に要領に定める受診勧奨等を完了した人数）

なお、次の各号に掲げる人数については、前項の受診勧奨等完了人数に含むものとする。

- (1) 平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月までの間に特定健康診査を受診し、かつ令和 2 年 2 月までの間に要領に定める受診勧奨等を完了した人数
- (2) 平成 30 年 11 月以前に特定健康診査を受診した者で平成 31 年 3 月から令和 2 年 2 月までの間に要領に定める受診勧奨等を完了した人数